

# 江戸時代の日朝交流(下)

—釜山窯の御本焼物をめぐって—

泉 澄 一

## 四、「御詠物控」をめぐって

### (一)「御本」について

(上)の冒頭に掲げた『原色茶道大辞典』の「御本(ごほん)」の項目には

御本すなわち御手本(おてほん)の意で、手本の切形を与えてつ  
くらせた陶器の総称(傍点筆者)

と説明されている。浅川氏の『釜山窯と対州窯』でも、御本について、これといった説明もなく、ただ「見本」ということで済まされていた。しかし「御詠物控」(以下「控」とする)によれば、実に具体的な、しかも多様な「御本」のあったことがわかる。列挙すれば、つぎのようである。

- 一、紙形(紋形・絵形)
- 二、絵図
- 三、木形

江戸時代の日朝交流(下)

- 四、土形
- 五、鐵(錫)型
- 六、実物

このほか「控」の中には「御本」はなくて指示のみの例もある。その一つは直接陶工に指示したものである(P10下—11上)。「以下、史料の所在は(上)のページ上・下段で示す」。すなわち、注文者の以酌庵関仲和尚が、陶工松村弥平太を庵によんで「模様等之義」について「委細被仰合候」というものである。おそらく、この場合、口頭だけでなく絵図等を示したことと思われるが、弥平太としてはもともと要求の細部まで理解できた注文であったと思われる。

もう一つは模様を指示したあと、大きさ・姿形等を陶工の裁量に委ねているもの(P15下)である。すなわち、宝永三年の御献上用焼物についての注文の中で、模様を指示したあと

大サ見合

色々之手ニノ大振小振ニ

奇麗成様ニ

ひとへ口よせ色に

足志ほらしく

とある。しかし、このあとに將軍への「献上用」であるため「右之御焼物随分念入」と、もっとも重要な指示を忘れていない。

以上のほか、御本がありながら、藩の方で適切と思える判断をして、出来上りに留意するよう指示している例がある。一つは（P4下）で、注文には「香炉」とあるが、ものとしては「小壺」であると判断して、注文を「小壺」に変更して知らせているものである。いま一つは（P21上）で、「瓢箪形水次」について、家老杉村三郎左衛門方から付箋をつけて指示しているもので

瓢箪水次取手土形之通ニ而ハ小ク候而、惣鉢ニ取合ルハ物弱ク相見ヘ候故、……今少大キニ、惣鉢ニ取合能様ニ（傍点筆者）

というものである。これは家老からの指示だが、おそらく注文について相談をうけた藩庁の茶道方の判断と思う。おそらく、複雑な注文については、茶道方の検討をへて、朝鮮方から発注されていたものと思う。

注作品ができたあと「御本」の処理については、別段、規定はなかったらしいが、藩の方で長く保管した場合もあった。宗家文庫の天明元年の「御印判帳下書」によると、つぎのような記事がみられる。

御燔入合

内菱形御水次土形 壹

同桃なり御手本皿 壹枚

同井筒形御香炉木形 壹

同御天目土形 壹

同瓢箪透蓋御水次土形 壹

同御水飜土形 壹

「御印判帳」とは在庫調べの帳面で、釜山窯の焼物について何年かおきに在庫を整理し、数量を記録した記録である。担当は「新渡方」で、「納戸方」か「朝鮮方」に所属していたものと思う。これが記録された天明元年は、釜山窯が閉鎖となって、すでに半世紀を経過している。けれども係では作品（損じ物も含む）や「御本」のうち、形のあるもの一切を管理保管していた。おそらく、明治になって宗家の在庫品の売りたてがあるまで保管されていたものと思う。この記録の中の「菱形御水次土形」と「瓢箪透蓋御水次土形」は、いまとりあげている土屋相模守の注作品の土形ではないかと思う。それにしても、この注文はかなり複雑で、釜山窯の技術の高さを示す好資料といえよう。

「控」（P6下）では御本の木形を作品につけて送り返しているが、新渡方に保管した場合の方が多かったのではないかと思う。しかし、実物は当然だが、「錫形」のように手のこんだものは返却したのであろう。

実物は運送に際し木箱に入れ注意しているが、長い道中、また船への積みおろしなど、その取扱いは大変であったにちがいない。実物には「日本焼」(P4下)というのがあるが、これは「国焼」のことであろう。この場合、色合いなど別段注文はないが、当然ながら陶土がちがうので、釜山窯の特色を出した作品を期待したのである。

われわれは単に「釜山御本」の焼物とよんでいるが、「控」にあるように「御本」は多様で、藩の方で適宜判断した場合もあったのである。

## (二) 注文の内容的指示

御本を示したうえ、さらに注文者の特別の指示がみられるが、その中で注目すべきは「色の出来」についてである。「控」には

### (一) 地色

### (二) 薬色

について、その割合を指示しているのが見える。これは釜山窯の作品をあらかじめ知ったうえでの注文と考えてよい。おそらく、注文者のほとんどが、早くから注文を重ねたり、贈物でもらったりして、その特色を知っていたからだろう。たとえば、朝鮮から支給される陶土・薬土の採集地はほぼ決っていた。つぎに地域と陶土名をあげる(宝永五年「御茶碗竈御用納手本土并諸道具書附覚」)。

### (一) 晋州白土

江戸時代の日朝交流(下)

- (一) 昆陽白土
- (二) 河東白土
- (三) 金海かめ土
- (四) 金海柿土
- (五) 蔚山白薬土
- (六) 慶州白土

『釜山窯と対州窯』でも元禄年間だが、これと同地域と陶土名をあげている。したがって、陶土の供給の量、またその混合の度合にもよるが、土の性質から大体の出来具合はわかっていたのであろう。でなければ「控」にあるような細かい注文は不可能である。

また「釜山御本」の焼物として、それはあくまで朝鮮風であることに特色があった。したがって「御本」に加え、つぎのような作風の注文がみられる。

五器手、白磁手、青磁手、熊川作、いらほ作、柿三島、雲霧

また、前と同様、「御本」がありながら、藩の方で適宜判断をして注意をうながしている例がみられる。(P26上)にある牡丹立台の注文の「但し書」が、それである。

筒之大サ高サ台之寸法等紙形之通ニ、絵図之通寿之字ヲ古文字ニ而赤柿之薬ニハ白薬ニ而書、白薬ニハ浅黄薬ニ而書、文字之薬濃ク候而ハ、いやく可有之候間、濃ク無之様ニ可被仕候(傍点筆者)

と、全体の配色について注意をうながしている。これは注文者がい

ずれも重要人物であるということもあろうが、彼らのほとんどが目のある「数寄者」だからである。それに加え、作陶に至るまでの困難な諸条件（次章でのべる）を思うとき、このような配慮に及んだのであろう。

諸注文の中で珍らしい例がある（P6下）。以酩庵植長老の焼物所望だが、出来合いのものでよいから、員数を揃えてほしいというものである。しかし、藩では

今程爰元へ右之品有合不申候

ということ、釜山の松村弥平太あて焼成を依頼している。まずこの希望は、御本焼物（注作品）はむろんだが、出来合ひ（既製品）の品でも十分希望をみたすものであったことを示している。あとでのべるが、釜山窯の作品はおよそ三種類に分けることができると思う。すなわち

(一)注作品（御本焼物）

(二)既製品

(イ)対馬の陶工の作品

(ロ)朝鮮人陶工の作品（おそらく「判事手」とよんでいた）

これらはすべて「今渡り」「朝鮮新渡」焼物とよばれ、注作品の余り、及び既製品は「新渡方」が保管し、必要に応じて蔵出ししていた。たとえば、諸大名や以酩庵への贈物、藩士への引出物などとしてである。ただ釜山から将来の陶磁器の数がかなり多いので、多くは商品として蔵出ししていたのではないかと推測されている。浅

川氏は『釜山窯と対州窯』の中で

此処<sup>釜山</sup>で作った物の御用品は先ず江戸に送り、次に宗家の蔵に納まり、其他の物は釜山近辺の焼物と共に、大阪・京都の市場に現われた。「延宝四年渡り」又は「母の年渡り」として、今残っているものがそれである<sup>④</sup>。

……船に七艘堺の港に持ち込んだのもこの時（延宝四年）である<sup>⑤</sup>。

と、まことにリアルな表現で、商品となった釜山窯の作品を強調されている。私も（上P2）では、印判帳などの資料から判断して、「作品の」多くは商品として出していたらしい」とのべた。しかし、浅川氏が何の史料をもとにこの叙述をされたのかわからず、単なる推測なのかどうか、判断に苦しむ。現在、これに対応できる十分な史料がないので即断はできないが、その後、私はつぎのような理由から「商品」ということに否定的立場をとるようになっていく。

(一)管見の限り、宗家史料に陶磁器積出しに関する記録がない。

(二)贈物、土産、引出物として、かなりの数量を蔵出ししている。

(三)にもかかわらず、後年の印判帳にはかなりの在庫がある。

四釜山窯では毎年連続して製陶していたのではない。何年かおきであるため、総量としてはぼう大な数量とはいえないのではないか<sup>⑥</sup>。

なお、この点については今後の調査にまちたい。

(三) 注文者について

本節では注文者の対馬藩との係わり、また幕府内、茶の湯界における立場などを略述しておこう。

㊦ 狩野養朴

寛永十三年—正徳三年(一六三六—一七一三)。狩野派の絵師、名は常信。剃髪して養朴と号した。「木挽町狩野」の中心的人物で將軍綱吉の寵をうけた。將軍家御用に係わるだけに茶事にも堪能であったと思われる。

なお、浅川氏は対馬の伝承から、天和元年(一六八一)、養朴が変名して、一画工として釜山窯へ渡り、絵付など行なっていたのでは、と推論されている。これに関し、天和元年分の対馬藩「毎日記」をみたが、関連の記事を検索できず、また管見の限り、藩外の陶工・画工などが釜山窯へ渡った例はない。

このほかにも浅川氏は

慶安三年、古九谷の陶工後藤才次郎が渡釜した記事が見えてい  
る。

と書かれている。しかし、氏は史料の出所を明確にしておられないし、慶安年間前後の史料が乏しいので、これの裏付けはむずかしい。今後の調査にまちたい。

㊧ 土屋相模守

江戸時代の日朝交流(下)

寛永十八年—享保七年(一六四一—一七二二)。名は政直。寛文

五年、相模守に叙任され、大坂城代、京都所司代をへて貞享四年から老中に就任した。元禄文治政治の中心人物で、とくに茶器の収集で知られ、収蔵の目録である「土屋蔵帳」は大名家蔵帳の代表的なものである。「控」でも、もともと注文回数が多いのが土屋相模守で、茶器への強い関心が知られる。

㊨ 池島立作

未詳。『原色茶道大辞典』に、茶入の蓋師・池島立全の名があるが関係は不明。

㊩ 高山伝右衛門

未詳。「高山」といえば奈良の茶釜師が知られる。

㊪ 永井讚岐守

名は直允。元禄十五年一月—宝永六年九月まで長崎奉行を勤め、在任中に依頼したものである。長崎と対馬は関係が深かった。長崎には対馬藩屋敷もあり、長崎へ将来される貿易品は対馬を通じて朝鮮へ輸出されていた。また、九州近海に漂着した朝鮮人は長崎から対馬経由で送還された。なお、父の永井豊後守尚政は山城十万石を領し、茶を織部・遠州に学び、寛永文化大名として知られている。

㊦ 大島伊勢守

万年二年—享保八年（一六五九—一七二三）。名は義也、雲八郎。元禄十二年六月—同十六年七月まで長崎奉行を勤め、在任中に依頼したものと思われる。

㊧ 金地院役者玉隠和尚

京都南禅寺塔頭金地院の玉隠元札。寛永十二年、金地院の景岳元良が僧録司に任じられ、いらいその役は金地院の住持が兼任することになった。したがって、金地院は僧録の寺として別格の存在となり、五山及び五山派寺院の諸事を管轄した。玉隠は

任金地院住持職 正徳二年九月

任僧録 正徳二年十二月

任南禅住持職（第二八七世）

正徳三年九月

という経歴で、したがって、御本焼物の注文を出した元禄十六年のころは、まだ金地院の「和尚」ではなく、次位ぐらいであったかと思う。対馬藩では「僧録司」の金地院ゆえに、このように記録したのであろう。あとでのべる以酏庵輪番も、このように記録した命をうけて対馬へ赴任したのであり、金地院の地位は高かった。享保十八年十二月六日寂。

㊨ 日光御門主（日光門跡）

天台宗輪王寺門跡のことで、当時（寛文九年—享保元年）は第四世公弁法親王が門跡であった。対馬藩の江戸藩邸「毎日記」では、たびたび日光門跡へ焼物を贈っている記事がみられる。

㊩ 安藤筑後守

寛永二十年—享保四年（一六四三—一七一九）。名は重玄。対馬藩との関係はよくわからないが、元禄十六年二月、巡検使に任じられ、その時対馬へ立ち寄ったのかと思われる。

㊪ 中山平右衛門

未詳。あとでふれるが、対馬藩の焼物献上目録には幕府の「御役所之衆」の一人に入っている。

㊫ 以酏庵

以酏庵とは以酏庵輪番和尚のことである。庵は対馬の敵原（いばき）あり、日朝外交文書の監察機関である。その開創は慶長二年（天正十八年ともいわれる）で、博多聖福寺の景轍玄蘇が開山。寛永十二年から、幕命をうけて京五山（天龍・相国・建仁・東福）の僧が一年交代（明暦元年から二年交代）で赴任するようになった。

外交文書の起草・翻訳に当たるので、輪番僧は五山碩学僧から選出され、五山住持の経歴をもつものもいた。その地位は高く、対馬藩でも、その待遇に多大の配慮をはらった。

輪番和尚は自分のものだけでなく、在京知己の注文をもとりついでらしい。延べにすれば、輪番和尚の注文がもっとも多かったのではあるまいか。しかし、京から二年ごとに赴任してくる輪番和尚の注文は、対馬藩にとっては、上方茶の湯界の焼物嗜好を知る一指標であったと思われる。

(1) 松堂宗植

建仁寺塔頭清住院の在住。のち建仁寺第三十一世に出世した。以酏庵へは

・第三十四番 貞享三年三月―同五年四月

・第四十三番 宝永元年六月―同三年四月

と、二度の輪番をつとめた。「控」の注文は二度目の勤番のときのものである。

ところで、松堂の先師・茂源紹柏(建仁寺第三〇三世)は、正保二年―明暦三年(一六四五―五七)の間に三度も以酏庵輪番を勤めた経歴がある。この茂源はなかなか巾の広い人で、多くの文化人と交わり、『隔賞記』の筆者・鳳林承章とも親交があった。『隔賞記』の承応四年正月十一日条に

赴常光柏(紹柏)禾上、病中。雖然、相對、被浮盃、被点濃茶、而高麗茶碗数多被出、予目利、而可取之由、茶碗沓ケ給也。

とある。これは茂源が三度目の以酏庵赴任の半年前のことであるが、二度の勤番中に、対馬藩から贈られた「高麗茶碗」を鳳林の前に出

したものであろう。高麗茶碗とあるのは「今高麗」の意味ではないかと思うが、ちょうど茂源の第一回赴任の前年、正保元年から日本人(対馬)陶工が釜山へ渡り作陶するようになった。その最初の陶工が橋倉忠助であったといわれている。

対馬藩「毎日記」の正保三年二月二日条に

吉賀判太夫、蔵田弥三右衛門、今日爰(整原)元参着

つづいて二月四日条に

朝鮮(判)半太夫、弥三右衛門焼参候焼物、御茶湯蔵へ納

とある。半太夫、弥三右衛門も名ある陶工で、その作品は長く藩庫に保管されていた。茂源が第一回以酏庵輪番の任を終えたのが、正保二年五月であるから、あるいは、判太夫・弥三右衛門手の茶碗が鳳林の前に出されていたかとも思う。茂源は寛文七年十二月二十日に示寂したが、翌八年一月十七日の『隔賞記』に

建仁寺清住院茂源柏東堂之小師松堂(宗植)植首座被来、黄鷗返納、為

茂源翁之遺物、今高麗之茶碗沓ケ持、恵也。

とある。ここに「今高麗」とあるが、これは釜山窯の作品であったにちがいない。松堂はこのような茂源から影響をうけ、やがて輪番となるに及んで、作陶を依頼するようになったのであろう。

さて、松堂に関して対馬藩の『以酏庵御届記』に、つぎのような記録がある。『以酏庵御届記』とは「毎日記」より以酏庵の行事、輪番僧との交渉関係記事を抜き書きして、検索の便を計った記録である。

宝永元年十月十日、毎年初冬に藩屋敷で行なわれる「御茶口切」の行事に、松堂以下弟子衆たちが招かれた。その席で釜山窯の茶碗が贈られたのである。

右相濟而為御慰朝鮮新渡之焼物被掛御目候処、和尙被成御覽候(お徳)而御心次第御受用被成、尤御同宿小姓若党其外江茂御焼物被成下左記之

茶碗	拾七	松堂和尚
同	六	全室座元
		柳首座
同		周首座
		湛首座
同		小姓若党人
		若党若党人
同		御馳走役
		大浦作兵衛
同		西山寺
		長寿院
同		御用承之医師
		友永元甫
同		徳松院

全室座元以下若党までは、京都から松堂に同行してきていた弟子衆などである。御馳走役は藩士で、以酩庵の接待係である。西山寺と長寿院は対馬の臨濟宗寺院で、以酩庵の接待や外交文書の清書役を担当している。友永元甫は対馬の医師で、以酩庵係である。徳松

院は不詳。

この時、合計五十一個の茶碗が蔵出しされている。前述したように、この茶碗は、いわゆる既製品（おそらく判事手であろう）で、贈答や引出物用であった。

つぎは宝永二年二月二日、藩主が参勤のため出立することになり、その挨拶のため松堂を藩屋敷へ招いたときの記事である。

去々年御暇乞御振廻之時者、御慰焼物被懸御目候得共、此度者御蔵ニ致払底、殊当冬御茶之口切ニ被仰請候刻可被懸御目候故、今日者不被進候也

この記事によると、前年十月、お茶口切の時から四か月のちは、焼物（とくに茶碗）の在庫がまったくなくなっていた。そして「控」（P6下）、宝永二年十一月の松堂の注文（香炉、花入、釜、徳利）にも「今程爰元へ右之品有合不申候」と、同じ事情を伝えている。

ところが、実は納戸方の蔵には多くのストックがあり、注文の香炉、花入、徳利も、まちがいはなく員数がそろっていたのである。それは釜山窯前半期の陶工ら（茂三・文悦・道庵・判太夫・弥三右衛門・忠助・意三・林斎・伝次郎など）の作品で、少くとも合計七千点ほどはあった。

一体、これはどういうことか。いま、これに対し適確に答えてくれる史料はないが、藩では釜山窯前半期の作品に古典的価値を認め、できるだけ保存する方針をとっていたのであろうか。あるいは



は、松堂が「弥平太」の作品の「出来合い」を注文したのかも知れない。ともかく、藩ではできるだけ「今出来」のものから蔵出しするようにしていたらしい。

しかし、この時、釜山窯では「出来合い」どころか、注文品すらできかねていた。次章でのべるが、釜山窯へは肝心の陶土が入らず、入っても土質が悪く、松村弥平太は弱りきっていた。それでも、この間、いくつかの既製品ができていたことは確かである。

つぎに、「控」の注文と同時期、宝永二年十一月十二日、お茶口切の時の記事をあげよう。

右御料理御茶迄相済而為御慰朝鮮新渡之焼物掛御目候処、和尚御覽御心次第御愛用被成、尤御同宿并若党迄御燔被成下ル員数

左ニ記之

茶碗 二十一 以酌庵和尚

同 八 全室座元

(中略)

右先例被仰請候節、員数相増被進之候、当春被仰請候節茶碗有合不申候而不被進候付此度へ員数相増之候也

このとき贈られた茶碗こそ、文字通り「朝鮮新渡之焼物」であった。松堂はこの在任中合計四十八個の茶碗を贈られている。松堂は帰京後、これらの茶碗を先師・茂源のように、数寄の同人に分与したことかと思う。

#### (ロ) 関仲智悦

天龍寺塔頭寿寧院の在任。のち天龍寺第二〇八世に出世した。以酌庵へは

・第四十四番 宝永三年五月―同五年四月

・第四十八番 正徳四年三月―同六年二月

と、二度の輪番をつとめた。この注文は第一回目のものである。「控」(P 10下―P 11上)の注文は、先述のように、関仲が

松村弥平太を以酌庵へよび、注文の子細をいい含めたものである。

「控」にはその月日を記していないが、弥平太が老母の病氣のため帰国していたときで、六・七・八月の間であった(次章参照)。

ところで、関仲は珍しい奈良風呂(土風炉)の注文を出しているが、これは「出来兼」ねた。また、もう一つ(P 27上)「焼釜」を注文している。焼釜とは『原色茶道大辞典』によれば「焼抜き」のことで、鉄釜の鑄造法の一つだが、これは「出来」てきている。釜山窯へかなり多様な注文があったことがわかる。

関仲の注文は「子ノ五月十二日」を最終にすべて納入されたことと

五月十日であった。対馬出発までに注文品が届かず気をもんだことと思うが『以酌庵輪番記』(和尚の到着、出立の記録)によると、何と関仲は麻疹を煩い、出船は延期となった。養生のあと、改めて出船したのが七月二十日で、注文品はすべて間にあったのである。

㊤ 稲葉丹後守

寛永十七年—享保元年（一六四〇—一七一六）。名は正通（のち正往）。越後高田から元禄十四年、佐倉へ転封、老中となった。父の正則は数寄大名として知られ、江月宗玩に帰依して『天王寺屋会記』をはじめ天王寺屋の名物を譲られている。正通も父にしたがい、茶に親しんだ。

㊦ 飯高七左衛門

寛文八年—享保二十年（一六六八—一七三五）。元禄四年、表御右筆となっている。詳細不明。

㊧ 松平陸奥守

万治二年—享保四年（一六五九—一七一九）。仙台藩主伊達綱村。伊達政宗いろいろの茶器名物を所持し、元禄六年、同十年から宝永二年に至る「茶会記」があり、当代有数の数寄大名である。石洲流の清水動閑（第二代）、同道卒（第三代）を招いている。

㊨ 県宗知

明暦二年—享保六年（一六五六—一七二一）。名は俊正、玉泉子と号した。江戸の御庭方をつとめた庭師。遠州流を学び、茶事に通じた。

㊩ 八幡宮

対馬の厳原八幡宮のこと。宗家の崇敬があつかった。藤内威助、名は斎延。藤氏は厳原八幡宮の総宮司職をもつ社家である。

㊪ 表御茶湯方（表御茶道方）

勘定奉行所に所属していたと思う。対馬藩の御内用（宗家）向きには「奥御茶湯方」があり、表御茶湯方は藩御用の茶事等を担当した。

㊫ 藩御用

ここでは献上用焼物御用についてのべておく。献上用とは主として参勤交代で上京のとき、將軍及び幕閣に献上するためのものである。

その一つに大香炉の注文（P 10下—P 14上）があるが、絵図も実に細かく控えをとり、注文内容、また留意すべき点も、こまごまと指示している。

とくに「寿」の字については

朝鮮人之内手跡宜を被致吟味、真文字ニ為書用可被申候

と申し送っている。「朝鮮人」とは、おそらく朝鮮側ではもつとも交渉が密接な訳官（日本側では判事とよんでいた）をさしているものと思う。大体、万事こういう注文は、訳官に依頼していたものである。

ところで、釜山窯で「御本」といえば

御本茶碗のことで、もと將軍家光の下絵（立鶴の絵）に始まったもので、御本というのも將軍に対する尊称

というのが、ほぼ定説化した説明であろう。しかし、実際は將軍家を取りまく大名、絵師などの注文が、いわゆる「御本」ではなかったかと思う。そして將軍家には、この大香炉のように、宗家のデザインによる焼物が献上されていたものと思われる。

この大香炉の注文には書かれていないが、献上焼物には「葵」の紋入りのものがあつた。その余分は後年まで藩の蔵に保管されていた

獅子大香炉・寿之字大香炉とも、それぞれ十五個ずつとあるが、出来あがつたもののうち、とくに

微弱ニ無之、成程丈夫ニノ、見掛花奢ニ有之候ものを精撰して、献上品としたのである。

また、(P15下)にも、献上用の茶碗、袖香炉の注文がある。これも細かい注意のあと「随分念入」れと、さらに念を押している。そして総計二百個ほどから精選して献上用、また幕閣への贈物としたのである。

いま、宗家文庫に『献上目録控』がある。残念ながら宝永年間の献上記事がないのだが、参考のために、もっとも近い元禄十六年のものをつぎにあげておこう。ただし、この献上は特例のもので、この十一月、藩主義方が久留米藩主・有馬頼元(中務大輔)の女との婚儀のため、祝儀としたものである。

江戸時代の日朝交流(下)

〔表紙〕

元禄七甲戌年  
義方様御家督以後  
御献上 御目録控  
二冊ノ内

一、元禄十六年癸未年十月五日 朝鮮焼御茶碗御献上

進上  
御茶碗 朝鮮焼 二十  
鯛 一折  
以上  
宗対馬守義方  
堅目録

御茶碗箱之書付

進上  
御茶碗 朝鮮焼 十  
宗対馬守

如此十宛二箱ニ入、銘台ニノル、箱桐やろう蓋、緒糸真田糸  
浅黄幅七分 (有馬藩家老)  
御献上為御内伺大浦忠左衛門、(同部 老中)豊後守様江罷出候節被仰出候  
ハ、此後ハ五六年間置ニ被献之候様ニと御指図被仰聞候也

(中略)

- 一、御茶碗一ツ宛浅黄羽二重之服紗ニ包、一（虫喰）宛底ニ奉書紙ヲ切敷、其上ニはうれい綿（法倉）を舖、茶碗ヲ入、四方ノ同綿ニテ詰ル也、尤惣覆同綿入ノ服紗置、蓋をスル也、茶碗包候服紗、大サハ其時之茶碗之大小ニ随故不定也

以下「大振十、小振十」の茶碗の模様等の記事のあと「御残被進候覚」とあつて、幕閣要人の名と数量をあげている。まとめると、つぎのようである。

- ・老中三人 十宛
- ・若年寄 五宛
- ・御側衆・寺社奉行・奏者 三宛
- ・留守居・大目付・切支丹改・鉄砲改・勘定頭・町奉行 三宛
- ・目付衆 三宛
- ・在江戸長崎奉行 三宛
- ・茶碗五宛 京都所司代・大坂城代
- ・同 三宛 京都奉行・大坂町奉行・同船奉行・長崎奉行
- ・同 五 日光御門跡
- ・同 五宛 水戸宰相・同未若・同中将
- ・同 五宛 護持院・金地院・松平讃岐・本庄安芸守
- ・同 三 中山平右衛門
- ・同 五 有馬中務大輔

さらに「御役所之衆へ被進候覚」とあつて、前者同様の記事がつづく。

- ・同 五 円照院
- ・同 三 隠岐守奥方
- ・同 三 因幡守奥方
- ・同 五 中務大輔御内所

最後に

御老中を始め御役人方其外江之茶碗箱、切封ハ新渡懸方之印也、（日光門跡）日門様ハ年寄中印也

とある。このとき合計二百個以上の茶碗が献上・進物として贈られた。記事の中で、阿部豊後守が「此後ハ五六年間置ニ」といっているが、実際は参勤のたびに献上されていたらしい（対馬藩の参勤は朝鮮使節の護衛同行を考慮して、三年に一度という解釈があるが、これは誤まりで、普通どおり、一年おきである）。この献上控をみると「控」にでてくる注文者が多いことに気づく。彼らは幾度か贈物をうけているうちに、自分の好みを注文に反映させるようになって

釜山御本注文者別（表1）

1	幕府 絵師	1人	3件
2	蓋師(焼物)?	1	1
3	茶 筥 師?	1	1
4	庭 師	1	1
5	大 名	4	9
6	武 家	4	4
7	金 地 院	1	1
8	日 光	1	1
9	以 訂 庵	2	3
10	藩 御 用		4
11	八 幡 宮	1	1
計			29件

年度別釜山御本注文

(表2)

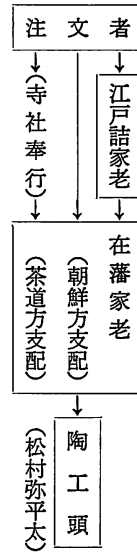
年度 注文者	元禄14年	15年	16年	宝永1年	2年	3年	4年	計
狩野養朴	○○		○					3回
池島立作	○							1
高山伝右衛門	○							1
永井讃岐守		○			○			2
土屋相模守			○		○		⊗⊗⊗	5
大島伊勢守			○					1
金地院玉隠			○					1
日光沙門主				○				1
安藤筑後守				○				1
中山平右衛門				○				1
以酌庵松堂和尚					○			1
稲葉丹後守					○			1
藩御用						⊗○		2
以酌庵関仲和尚						○	⊗	2
飯高七左衛門						⊗		1
献上用						⊗○		2
松平陸奥守							⊗	1
縣宗知							⊗	1
巖原八幡宮							⊗	1
合計	4回	1	4	3	4	6	7	29回

【⊗印は図版あり】

たのである。  
つぎに「注文者別件数(表1)」と「年度別注文(表2)」をあげ

ておく。

(四) 注文のルート  
 「控」から考えられる注文のルートを図示すれば、つぎのようになる。



ほかに参考にすべき資料はないが、ルートはこれ以外にはないと思う。注文はすべて在藩家老のもとでまとめられ、朝鮮方を通して釜山へ送られた。釜山の陶工頭は、家老直轄といってもよいような系列に入っていたらしく、書状などは直接家老とやりとりをしている。しかし、次章でふれるが、陶土や柴薪などの要求の交渉は陶工頭ではなく、あくまで倭館の館守が対馬側を代表して行なっていた。それはあくまで、ことが外交問題に属していたからである。

(五) 注文の種類

つぎに「注作品の分類(表3)」をあげる。

注作品分類 (表3)

茶碗	25
花入(生)	9
香炉	9
水次	6
徳利	5
猪口	5
水指	4
鉢	3
盃台	3
皿	3
小壺	2
菓子盆(入)	2
釜	2
天目	2
水こぼし	1
根附	1
緒メ	1
丁字風炉	1
奈良風炉	1
蓋	1
土鍋	1
台	1
半田	1
(計)	89

一目瞭然、茶碗が主となっていることがわかる。かつての「高麗茶碗」への指向が生きているともいえよう。また当然ながら注文はすべて茶器である。

(六) 陶工松村弥平太について

これまで対馬の陶工について、その伝記を明確に叙述したものはない。松村弥平太の簡単な事蹟は、浅川氏が『釜山窯と対州窯』でのべておられるが、いくらか小説的なところもみうけられる。それは伝記史料が根本的に少ないからだか、つぎに対馬藩の「大小姓奉公帳」に記載される弥平太の履歴をあげておく。松村弥平太は身的には藩士(大小姓)であった。藩の公式記録であるから、史料として、もっとも信頼できるものである。なお、大小姓とは藩士の中では中士格に当たる。

宝永五戊子年六月於朝鮮表病死

松村弥平太

一、延宝五丁巳歳御奉公被召出

一、同年御茶碗細工被仰付朝鮮罷渡

一、同年十一月若殿様江戸御供仕罷登、直様御留守番相勤、申四

月大殿様御供仕罷下

- 一、同八庚申年副特送使荷押物被仰付朝鮮江罷渡
- 一、同九年辛酉歳三月江戸御供仕罷登、同六月帰国
- 一、延宝九年辛酉年十一月〆打廻役被仰付極月迄相勤交代
- 一、同年極月〆組頭書手役被仰付相勤
- 一、天和二壬戌年信使立御供、右之役勤之
- 一、同三癸亥年閏五月〆朝鮮御横目役被仰付、翌年六月帰国仕、直様組頭書手役相勤
- 一、貞享二乙丑年正月〆船改役被仰付、同年六月迄相勤
- 一、同年八月〆十一月迄打廻役相勤
- 一、同三丙寅年正月廿二日〆同廿九日迄、南京人船番相勤
- 一、同年閏三月江戸御供仕罷登、翌年四月ニ罷下
- 一、同五戊辰年為御茶碗焼朝鮮へ被差渡
- 一、元禄ニ己巳年病氣付朝鮮〆六月帰国仕
- 一、同三庚午年三月為御茶碗焼朝鮮へ被差渡
- 一、同六癸酉年三月初鮮〆中戻仕
- 一、同年五月大小姓立身被仰付
- 一、元禄六癸酉年六月又々朝鮮へ罷渡、翌年十二月帰国
- 一、同八乙亥年五月為御茶碗焼朝鮮江罷渡、丑ノ年四月三日帰国
- 一、同拾壹戊寅年御焼物御用ニ付朝鮮へ被仰付七月罷渡
- 一、同拾四辛巳年御焼物御用ニ付朝鮮へ被仰付十月罷渡、翌午ノ年六月ニ帰国

江戸時代の日朝交流（下）

一、同拾五壬午十月御焼物御用ニ付朝鮮へ被指渡、同十七甲申年三月就御用中戻仕、同年又々御焼物御用、四月廿三日郡継を以佐須奈迄被差越朝鮮へ罷渡ル、宝永三丙戌年三月又々中戻仕候処、御燔御用ニ付朝鮮被差渡、同八月ニ出帆

従来、弥平太は「朝鮮燔師之覚」という写本によって、元禄三年はじめて陶工として渡釜したと解説されているが、これは誤りである。ただ延宝五年の渡釜については、他史料によって確認していない。最後の渡釜、つまり「控」の時期、弥平太の釜山滞在は（中戻りの時期もあるが）足かけ八年にも及んでいる。渡釜した陶工の中でもっとも滞釜の長い陶工といえるであろう。いずれにせよ「奉公帳」は単に職歴であって、これだけでは釜山窯における弥平太の事蹟はわからない。「控」の時期の弥平太については次章でふれることにする。

註

- ① 第一章註⑦で「浅川氏は御本そのものを見しているらしい記述をしている」と注記したが、筆者の誤解で訂正しておく。浅川氏は「想意の見本、又は凶案、下絵等」を想定されているだけである。
- ② 大韓民国国史編纂委員会蔵。
- ③ 同書P 159—166。
- ④ 同書P 157。
- ⑤ 同書P 219。
- ⑥ (上) P 2で「一年に万単位の数の陶磁器を焼いていた」とのべたが、これは後述の宝永五年の積み出しからの想定で、「控」の時期の陶土の供給からも、これは考え難く、この記述の誤まりを訂正しておく。

⑦ 『原色茶道大辞典』（淡交社刊）を参照した。

⑧ 註⑥同書P124。

⑨ 同書P134、154—166。

## 五、釜山倭館の「毎日記」から

本章では国会図書館所蔵、釜山倭館の「毎日記」を中心にして「控」の年代（元禄十四年—宝永五年）の、釜山窯をめぐる論考を進めたい。

「毎日記」は倭館の日常を伝える基本史料で、貞享四年—明治三年まで、ほとんど欠本がなく現存している。館守の指揮のもと書手が記録したものであるが、その記事の中心は、

(一) 対馬の送使に対する朝鮮側の接待

(二) 対馬船の出入など

通交に関するもので、釜山窯に関係ある記事は決して多くない。幸い編纂物だが「陶工被差渡候一件」と題する、朝鮮方日帳などから釜山窯関係記事の書抜集があり、これを参考にしたい。以下「毎日記」の記事にしたがい、年代順に叙述を進めよう。

(一)

元禄十四年十月二十三日、松村弥平太と細工人四人の一行が釜山に着いた。弥平太の渡釜はずでに七月中旬に決定し、八月より何度も国元（対馬）から倭館館守あて報せが届いていた。そのうちの

つ、八月九日付の家老の書簡はつぎのようである。<sup>⑩</sup>

阿部豊後守様御注文前之御焼物有之候ニ付、松村弥平太此外細工人今度被差渡候ニ付、如例東萊釜山へ我々中々以書簡、土・薪・小屋具等無滞出シ被申候様ニ与申遣候、弥平太其元へ参着候ハ、彼方へ書簡被相渡、土・薪等不相滞段々入被申候様ニ掛半事を以可被申渡候

右元禄十四年八月九日

寺田市郎兵衛申遣

この前後の、他の館守宛の書簡も内容はほぼ同じである。書簡にあるように、この時の弥平太の渡釜は老中阿部豊後守の注文の到来によるものであった。

阿部豊後守正武（慶安二年—宝永元年）は武蔵国忍城主、十万石を領した。祖父忠秋は数寄大名として知られ、正武は祖父いらいの名物を多く所持していた。「控」にはないが、阿部豊後守は「控」より前の時期に、かなりの焼物の注文を出している。

書簡にあるように、焼物御用は將軍・幕閣の「臨時の要請」ということで、対馬藩から必要品を朝鮮へ求請し、回賜の名目で現品供与をうける形で行なわれる。したがって、朝鮮から土・薪・小屋などを支給され、朝鮮人陶工の応援も受ける。朝鮮側では条約外のことでもあり、また負担も大きく、以下のべるようにできるだけ拒否しようとした。それに対し、対馬側はねばり強い交渉をくり返した。要請は藩主・家老の書簡をそえ、館守から東萊府使に申し出る



(書簡は東萊府使と釜山僉使宛であるが釜山僉使は軍官であるため、交渉の実務は東萊府使が担当する)。それを府使はソウルの中央政府へ伝達するが、裁定が下るまでには相当の時間がかかる。対馬側の催促は急だが、ことはスムーズに運ばない。その間、対馬側と東萊府使の間にあつて、連絡に当たる朝鮮側の訳官(訓導と別差、日本側では判事とよんでいる)の苦労はなみ大抵でない。訳官は後述するように苦しい立場におかれ、時には姑息な手段を用いて当座をきり抜けることもあつた。

弥平太は藩主が不在ゆえ、家老(杉村主税・杉村三郎左衛門・大浦忠左衛門・樋口佐左衛門)連署の、東萊・釜山宛の書簡を携えてきた。渡釜後、どのような交渉が行なわれたか詳らかでない。交渉の進展をまつて弥平太らは窯や小屋の準備に日を送っていたのである。翌元禄十五年六月十三日、弥平太は老母大病のため帰国を願ひ出た。許可が出たが、その時、窯の状況をつぎのようにのべている。

殊只今者細工朝鮮人茂入館不仕、土茂不入来儀ニ候得者、指立急御細工も仕儀不罷成候

そして万一、帰国中に朝鮮人陶工が入館しても、配下の陶工に委細申しつけておく、ということ帰国した。この間、八月七日、前藩主義真が死に、その報告が入った。同十三日には

(稱述)  
右同断ニ付、茶碗竈細工人、朝鮮人・日本人共ニ二七日相止候様

江戸時代の日朝交流(下)

申し渡された。弥平太の帰国中、朝鮮人陶工も入館し作業が開始されていたのである。おそらく、作陶がはじまっていたと思うが、それは先にふれたように、訳官の一時しのぎの陶土の供給によるものであつた。九月二日、陶工天本格左衛門から

土不残遣切候而少も無御座候、……弥平太罷渡候迄土入候儀も難成首尾候ハ、弥平太渡海迄ハ細工人入置候而茂可仕御細工茂無之

ということで一応、朝鮮人陶工を在所へ帰すことになった。弥平太は単に陶工頭というだけでなく、その在・不在が陶土の供給に影響があつたらしい。

九月二十六日、家老から館守へ書簡が届き、まもなく弥平太が藩主の書簡(朝鮮政府宛)を携え渡釜する旨、連絡が入った。おそらく同一書簡と思われるが、朝鮮方支配の家老・平田直右衛門から

御茶碗焼方へ御焼物出来有之由候、年内中ニ江戸表へ可被差越候間、御米船之支ニ不罷成様ニ少宛早々積渡候様ニ

と、依頼があつた。館守はすぐ天本格左衛門をよび事情を聞いた。

焼物は「三拾五六個」あるとのこと、「御米之支」にならぬよう「拾五個」を早速、便船に積み込ませている。「米」とは対馬が朝鮮から供手を受けている年賜米のことである。この焼物は「控」に該当にするものがないので、阿部豊後守の注文品ではないかと思う。

十一月八日、弥平太が藩主の「東萊釜山江之陶器之御書簡一箱」をもって到着した。その主旨は「先規之通、無相違諸事用等被相

達」というものである。館守はすぐ訳官を招き、藩主の書簡を渡すとともに、通詞から口頭で、

兼而申渡候通、江戸御用之御焼物……当年中ニ急度出来

させるため、陶工・柴薪など滞りなく入れるよう伝えた。それに対し訳官は

御書翰之趣……得其意候、無滞入候様ニ可仕

と答えている。対馬側の土の催促がつづく。十二月二十二日、訳官をよび

茶碗土之儀如何比々入来儀ニ候哉、殿様御書簡被指渡候処、唯今段々延引仕、手支ニ罷成候様被仕候段難心得候

と、期限付きにも似た約束をせまっている。翌元禄十六年一月十二日にも同様の記事が見えている。

一月十六日、訳官が府使の言を伝えてきた。「茶碗土之儀決而難成」というものである。館守は

以前々唯今迄仕来之儀ニ候得者、今更左様ニ伝聞候段難心得とのべたあと、ともかく府使の「御了簡奉頼候」と、伝言をくり返した。

この折、これまで交渉にたずさわっていた事情通の訳官崔兪知が、転勤で上京することになった。館守は崔兪知を招き、困難な現状のうえ「訓導下知事、別差呉判事が日本辭不通の仁」でもあり、「茶碗一件相済」まで上京を待つてほしいと伝え、諒承を得た。

二月二日、朝鮮人陶工が在所へ帰ったまゝ入館してこない、早く

よんではしい旨申し出ているので、作業はつづいていたらしい。

崔兪知は上京を延期したために気の毒なことになった。二月五日、前藩主の吊、新藩主襲職の祝賀のため対馬へ向かった訳官一行百十二人が、対馬北端で遭難、全員死亡するという事件が起った。

このため、東萊府使以下崔兪知など、関係者は科をうけて都へ召還されることになった。館守は崔兪知に報いるため、銀二貫目を都合し、これを贈った。浅川氏はこの召還・処罰を陶土交渉不都合のためとのべておられるが、これは誤りである。

しかし同日、崔兪知から

茶碗土之儀、東萊随分都江申越候得共、右之御用不相叶候

と伝えてきた。ところが四月四日、土七十俵が入ったのである。この間の事情が詳らかでないが、訳官の苦肉の策であつたらしい。早速、弥平太をよび見分させたところ

少々土悪敷有之候、惣而三十年以前、<sup>(中略)</sup>茂三代ニ請取候土とハ相違仕候付、廿年以来入来候土之儀ハ殊外悪敷有之、依之近年御焼物出来様不宣候

とのべ、さらに東萊へその訳を尋ねてほしいと訴えた。ために館守は

今日入来候土悪敷有之候ハハ、此方江請取込不申候而、訓導手前ニ為困置候様ニ

と、暫定処置をとった。そして再度、「可然」き土を入れるよう要請をした。

弥平太がいう三十年以前とは、およそ寛文末—延宝初（一六七〇）ころに当たる。当時は中庭茂三が何回となく渡釜し、作陶に当たった。その作品は当時から評価が高く、宗家の茶道方でも中国・朝鮮の茶器とともに使うほどであった。また、館内には見本土も保管され、それと較べることも行なわれた。弥平太の言は陶工頭として当然であった。

四月十六日、また訳官をよび請求したところ

（訓別巻）  
古訓別方も内所土之儀申遣置たる様ニ承候（傍点筆者）

と、

先内所ニ而一日も早々入来候様ニ

と依頼した。交渉の矢面に立つ訳官の苦衷も察せられる。

七月二十九日、訓導韓僉知が内意といながらも朗報を伝えてきた。

茶碗土之儀……首尾能（都へ）注進相達、成程卅年以前之通少（も脱む）し相違無之、土之水于仕、古例之通（マコ）茨々拵仕入候様ニ被申付管ニ候

というものであった。館守は「一も二もなく「此上宜様奉頼候」と申し伝えた。この事情は同年（元禄十六年）九月二十七日付の館守宛家老書簡に記されている。その概略をのべる。礼曹（朝鮮政府の議聘・外交担当）の判書・参判・参議（長官・次官・局長）に異動があり、政府の方針が変わったのである。礼曹から東萊府への指示は、館守からの催促ばかりでなく「弥（土を）大望ニ被思召候事」

ならば、藩主から再度書簡を送るようにとのことであった。いま藩主は不在で、やむを得ず家老連署で書簡を送ることになった。ところが先年来、対馬藩では書簡上、家老を家臣から「宰臣」と変称していたが、朝鮮側はこれを認めなかった。館守は藩主不在を伝え、再び「宰臣」の書簡を送らねばならない事情を伝えた。そして訳官に前の「宰臣」の書簡を確認させたが、東萊府に「宰臣」と認めた書簡の控がなく、加えて「宰臣」を「別而妙在ニも不存」という返事であった。館守はこの一件をめぐって、九月十九日、つぎのような結論に達した。

其時之訓別共中ニ而、手前に（書簡を）押陰シ置、強ク土催促有之節者、訓別共手前も不宜土を打調、段々只今迄入来候様子と致推察候

と。そして、これを聞いた訳官は

惣躰廿年以来、右土之儀都江注進終ニ無之由ニ候、漸去年御直（御主書簡）書被差渡候節、卅年振程ニ土之儀都江東萊も注進有之由ニ御座候

と答えたのである。「毎日記」には、これをうけて細々不埒明、万成仕形絶言語候と書き、

三十年以前之古例とハ殊外相違仕、子細ニ水于等難成候付、其儘之土入之候故、御焼物出来候茂不宜候と、「陶土の水于もせず、焼物の出来は悪いはず」と結んでいる。

館守の憤まんもさりながら、たとえ書簡をうけとつても東萊・政府の拒否の方針のため色よい返事もできず、一方対馬のたび重なる催促に、訳官は他にとるべき方法もなかったのであろう。ともかく、対馬の書簡は二十年振りに都へ送られることになった。そして館守は家老の書簡をまつことになった。

この家老書簡も一通りでは済まなかった。まず「宰臣」について、家老からの訓令があった。要約すれば、つぎのようである。

○先年(元禄十三年)、倭館修理の時、宰臣の書簡を送っている。

○こういうことは陶土の件だけではない。よく東萊と交渉せよ。

○再度、藩主の書簡を出すことも考えるが、その前によく交渉せよ。

十月二十三日、館守は訓導・別差をよび、この訓令をもとに委細をいい含めた。

○「宰臣」は以酌庵の指示でもあり、改めることはできない。

○東萊に宰臣の書簡の控がないのは、前任の訳官が「宰臣」の字を削って、勝手に「家臣」と書きかえたのではないのか。

○当方の控は「宰臣」となっている。

○「宰臣」でよければ、すぐ書簡を出す。

しかし、書簡がこないばかりか、内証で入館させようとした朝鮮人陶工のことが警備の軍官に知れ、都へ注進されることになった。この間、館守も交代があり、十二月八日「陶器之書簡」を新館守が

持ってきた。早速、訳官をよび手渡したところ、十一日、東萊より返されて来た。「宰臣」の儀について

館守より何角と被仰聞置候、乍然今一応此書簡之儀館守へ持参、何とぞ古例之通家臣と御書載罷成

ように伝えてきたのである。しかし、これは一応形式を踏んだだけで、結局は十五日、書簡を都へ送った旨伝えてきた。年末になって韓僉知・鄭判事は役儀交代をいい渡され、その間の不手際のためか、科に処せられることになった。

年が改まり元禄十七年(宝永元年)となったが、作業の状況に関する記事は見当たらない。二月十四日、二月一日付の家老・平田直右衛門の書状が届いた。

御茶碗細工之朝鮮人違却之儀有之、入官不仕候故竈焼等義不被

成、御細工差支之由、松村弥平太方より申上候ニ付、如何様之訳

ニ而細工人入官不仕候哉

というもので、さらに

ケ様之節者、日本人斗リニ而、少々御費等者有之候得共、試焼  
仕見申様ニ此段弥平太へ申渡候様ニ

というものであった。弥平太から家老へ、どのような連絡をとったのかわからないが、注文品の焼成がはかどらず、朝鮮人陶工を軍官に止められたり、藩の方でその対策を考えたのであろう。「控」をみても、元禄十五、十六、十七年に注文が「出来」ている記事がない。注文品が送付されてきたのは、もっとも早いもので宝永二年

十月であるから、仕事の遅れがよほど影響していたものと思う。館守はすぐ弥平太をよび意見を聞いたところ、

日本人斗リニ而焼立見申候様ニ与之御事奉畏候、然共日本人斗

ニ而焼立申義難成儀ニ御座候

と答え、なお自分にも考えがあるので、早速次第帰国したい旨申し出てきた。

この「日本人斗ニ而焼立申義難成」というところに、釜山窯の基本的性格が表現されているといえる。朝鮮の陶土、朝鮮人陶工による細工、これこそ釜山窯の焼物であり、特色であった。陶工として、弥平太には日本人陶工の手による作品とのちがいが、よく理解できたのである。弥平太が国元（対馬）からの申し出に「難成」と答えているのは、まさにそのことを示しているといえよう。

帰国して、どのような指示を受けたのか詳らかではないが、弥平太は五月四日、再渡してきた。館守の着任に対し朝鮮側の宴席があり、その席で館守は、府使に陶土のことを申し入れた。府使は「宰臣」を改めない限り、進展はないとつっぱねたが、館守は

兎角貴様御肝煎を以何分ニも宜様と依頼した。館守は国元へ、いま「宰臣」のことでひっかかっている以上埒も明かず、藩主の書簡をいま少し待つように、と申し送った。

宝永二年になり、土が入りはじめた。宝永二年九月五日付、江戸の平田直右衛門への館守の書状を要約すると、つぎのようである。

### 江戸時代の日朝交流（下）

①一、二月は陶土が凍って採土できず、入らなかつた。

②二月末、慶州土が入ったが、これだけでは何ともならない。

③まもなく、蔚山・金海土が入った。

④閏四月、昆陽土が入ったが、もう一つよくない。しかし作業を始めている。晋州土はまったくよくない。

⑤五月末、晋州土はよくないが使っている。河東土は官窯へ出し、堀尽してしまったということである。

⑥河東土の代用土が入ったがよくない。よくない土は請取らないこともあるので、仕事が遅れている。

宝永二年までの注文品は徐々に焼成されていった。十月二十八日、珍らしく籠出しの記事がある。横目（検査）役・目付役など、七人が検分に出かけている。抜荷などを防ぐため、製品の個数の確認に当たったのであろう。

十一月一日、長く陶土交渉に当たっていた通詞山城弥左衛門が交代で帰国することになった。弥平太と新通詞江口近七、栗谷所兵衛が同席で李僉知をよび、打ち合わせをしている。李僉知は

土之儀……弥無滞入可申候、少茂御用差支候様ニ者仕間敷候と答えた。さらに病気で欠席の別差韓僉正へも、伝えてほしいと館守が申し渡している。

十一月四日、弥平太から館守へ申し出があった。

稲葉丹後守様御注文之御盃台式ツ、急便ニ差渡候様ニ与御国御年寄申参候間、嶋へ乗浮居候船之便ニ差渡候度

というものである。これは「控」(P6下)の「旧冬式出来参候付、旧冬十一月十九日小川与一兵衛便ニ江戸表江差越候」とあるものである。よほど急いでいたものとみえ、釜山港を出て、絶影島で出航待機中の船に積みこませている。ついでながら、この積みこみには横目役の荷改めがあり、万事乗船に際し身改め、荷改めは厳しかった。この船は翌日出帆した。

十二月二十二日、弥平太は老母病氣のため、また帰国を願ひ出た。

○注文品が出来次第。

○細工人七人のうち、二人ほどのこすこと。

という条件で許可が出た。細工人は弥平太の宰領のもとにあつたらしい。

(二)

宝永三年一月二十一日、朝鮮人陶工の一人スツテキがわずらい、在所へ帰してやることになった。しかし、在所へ帰せば急によび戻せない、訳官の申し出があり、倭館内で養生させることになった。

一月二十四日、河東の白土七丸入が七俵はいつてきた。土の単位だが、浅川氏によると、「十丸を一石とし、対馬側では一俵としてゐる」という。また「薬土は十五斗を一石としたものを……」という表現もある。これについては改めて検討したい。

河東の白土は今日も評価の高いものである。さらに金海の瓶土、

蔚山の薬土を入れてくれるよう要求している。

二月十五日、弥平太は帰国を許された。乗船は三月五日である。前にもふれたが、弥平太の不在は釜山窯の存立にかかわっていたともいえる。八月五日付の館守の書状は、その間の弥平太不在の、釜山の事情を伝えてくれる。要約するとつぎのようである。

○弥平太がいないので、焼物の作業がはかどらない。

○弥平太不在を訳官がこれ以上見逃せないといっている。

○訳官には、弥平太がもう対馬を出帆したといっているが、とにかく早く渡海させてほしい。

○弥平太の不在が都へ知れると、今後、陶工の派遣、土の供給がむずかしくなる。

これは国元の朝鮮方日帳に控えられたものである。これによると、釜山窯への陶土の搬入も、朝鮮人陶工の応援も、弥平太の在釜によって行なわれていることになる。でなければ訳官の「都へ云々……」の苦情の意味は理解できない。対馬(館守)―朝鮮(東萊府使)の求請交渉の中で、陶工頭は釜山窯を主宰する任務だけでなく、何らかの位置を占めていたと考えられる。

八月十八日、前訓導の李兪知が入館し、明日上京するが弥平太の不在を報告すると伝えた。館守は「今五六日注進差延候様ニ」と申し入れたが、李兪知は上京の期限もせまり、注進のことは「手前ニ茂迷惑」だが「私勤役之儀ニ御座候得者」やむを得ないと訴えた。

弥平太は八月二十六日、新たに細工人二人を伴って到着した。そ

れというのも「来年御参勤御用之御燔、註文前之御燔、大分被仰付」  
ためであった。

「来年御参勤御用之御燔」は(P 7、8、9、10)と(P 12下—  
14上)、「御註文前之御燔」は(P 10下—12上)にある以酌庵関仲和  
尚、飯高七左衛門のものである。弥平太は早速館守のもとへ申し出  
た。朝鮮人陶工の一人は帰省したまゝ帰ってこず、一人は病気であ  
るという。館守は訳官をよび、一人はすぐよび返し、病気の陶工を  
かえるよう伝えた。土の要求も出した。朝鮮人陶工については、

唯今焼物細工仕候朝鮮人無御座候、梁山へ唐人罷有候得共、是  
者朝鮮国之燔仕候故、此人差替候儀難成御座候

という訳官の返事で、東萊府使ともよく相談するということになっ  
た。土についても、

何角差支候而弥平太逗留仕候極、朝鮮国之苦勞ニ罷成候……此<sup>對</sup>  
方之細工人茂帰国申度候

と、早く支給するよう依頼した。弥平太に同伴してきた対馬の陶工  
も、同様に長い滞在であった。

宝永四年二月六日、また朝鮮人陶工について弥平太から申し出が  
あった。前年一月にも病気になるたスツテキが、正月に帰省したま  
ま病気で帰ってこないというのである。しかもスツテキは老人で、  
茶碗細工もできない。

御註文前之御燔大分之儀ニ御座候、細工唐人唐人ニ而者殊外差  
支申候

江戸時代の日朝交流(下)

と、スツテキをかえてほしいとのことであった。もっとも土の要求  
もあった。すぐ訳官をよんだところ、

○陶工についてはすぐ東萊へ届ける。

○土はどれほど未収か、メモにしてほしい。

このことで、未収土については、「遂吟味」メモにして渡すよう館  
守から指示があった。

スツテキの代わりがこないまま、二月二十五日、もう一人のサウ  
メイが病気になるた。見舞うと食事ものどを通らぬほどで、またま  
た弥平太は

一人之唐人病氣罷有候故、唯今御細工茂止居申候、御存知被遊  
候通、御註文前之御燔大分之儀御座候得者、右之通ニ御座候得  
者、御細工茂墓取不申

と、事情を訴えた。これは「釜山御本」に関する貴重な資料といえ  
る。ここには「御註文前之御燔」とあるが、先掲の前年(宝永三年  
八月)弥平太が渡釜のとき持参した注文と、この二月までの注文で  
ある。「御参勤御用」のものも、一応ここに含めるとつぎの注文で  
ある。

○御参勤御用(P 7、8、9、10)

○以酌庵関仲和尚(P 10下—11上)

○飯高七左衛門(P 11上—12上)

○御参勤御用(P 12下—14上)

○表御茶湯方(P 14上—15下)

④ 献上用 (P 15下)

ところが、いまサウメイが病氣になり「唯今御細工茂止居申候」とある。そうすると、いまあげた注作品は、弥平太の指導のもと朝鮮人陶工によって細工されるといふことになる。これまで朝鮮人陶工の入館をたびたび要求していたが、朝鮮人陶工の不在はよほど深刻なことだったのである。先に家老から、「日本人斗リニ而…試焼仕」るよう指示があった時、弥平太が「難成」と拒否した例をあげた。それは、この時期だけに限っても、注作品が朝鮮人陶工の手によらなければならぬことを主張していたともいえよう。

事情を聞いた館守はすぐ訳官をよんだ。訳官は在所へ帰ったままのツツキが死んだことを伝え、急ぎ代わりを探すことを約束した。二月二十八日の訳官の報告では、サウメイは快氣次第すぐ入館させる、もう一人は近日中入館させるとのことであった。三月九日、弥平太は陶工ソンニビがきたことを館守に知らせた。先の注作品はサウメイ・ソンニビの手によるものといえよう。

宝永四年十月三十日、館守は訳官をよんでつぎのように伝えた。

松村弥平太敏ニも帰国可致之処、此程江府御老中（正七）又々焼物之御註文被差越候、依之慶州之白土無之候てハ難相調候間、早々入来候様ニ可被致候

まず「江府御老中」とは土屋相模守で、注文は水指・半田 (P 19上—P 24上) と、牡丹立花入 (P 25上—26下) である。さて慶州白土の注文だが、これに対し訳官は興味ある返事をしている。要約す

るとつぎのようである。

慶州白土の件、承知した。弥平太は滞釜六七年にもなる。先訓導李焱知は上京して、昨年（一）の弥平太帰国を報告した。よく聞いてみると弥平太は中戻り（一時帰国）だから、私は正式報告をしなかった。それで私の代になって土がスムーズに入らないのだ。土の注文を正式に東萊へ出しても簡単にいかないから、私が何とかする（慶州へ朝鮮人陶工を連れて行って採土して持ち帰る）。

というものである。訳官は弥平太の帰国を、正式報告では「在釜山」としておいたというのである。他に参考にすべき資料がないので推測だが、これは弥平太が送使の規定にしがたって、滞釜中、朝鮮から食料等の支給を受けていたことを示すのではないかと思う。また焼物の求請は特送使によったから規定滞在日数は百十日で、これも規定をはるかに過ぎていふことをいっているのかも思う。いずれにせよ、この点は明確でないので改めて調べたい。

ところで、慶州の土について、訳官は自分の宰領で搬入するといふが、問題は費用である。館内へは朝鮮人陶工（細工唐人）と雑用人夫（日用唐人）とが来ていた。彼らを使ったとしても、それなりの賃金はいるはずである（日本人は倭館から出ることができない）。これも他に徴すべき資料がないので推測だが、あるいは対馬から相應の費用を出していただけないかと思う。訳官が陶工に慶州の土の状況を聞いたところ、



人夫大勢入レ込取申候へハ、輒ク取り申事ニ御座候得共、自分  
取申事ハ心之儘ニ難相調所ニ而御座候

と答えたという。陶工らが勝手にすることはできないが、役人さえ  
いっしょならば、採土そのものは簡単だといふのである。この採土  
搬入に東萊府使はかかわっていないから、訳官の権限で行なったの  
であろう。このような史料はこの他に見たことはないが、あるいは  
正式ルートでの搬入だけでは足りない土を、こうして補給していたの  
ではないかと思う。

十二月二十八日に、また慶州の白土の注文がある。

先頃通詞を以度々申置候通、慶州之白土遣切、茶碗細工止置候  
とある。土屋相模守の注文品を正月までに送らねばならない。そし  
て先任の李僉知のときと異なり、貴殿に代わって少しも土が入らぬ  
のはどういふことか、と館守がたずねた。これに対し、訳官は思わ  
ぬ返事で答えた。

御茶碗土之儀、御書簡一通りハ李僉知代ニ入切相済候由、交代  
之節私共へ申聞置候、然共御用差支候而はいかニ奉存候間、  
御用不被差支様ニ可仕候

前任の李僉知の転勤は前年（宝永三年）八月で、それ以来一年余  
陶土の供給はなく、これからは、<sup>（訛言）</sup>自分たちの才覚で都合しよう、と  
いふのである。おどろいた館守は早速、弥平太をよんでたずねると  
御書簡一通り之土、曾而入切不申、諸土未収ニ罷成居候  
と答えた。双方にあいまいな点があるが、館守は他の土は当分いら

ない、とにかく慶州の白土を正月早々入れてほしいと伝え、訳官も  
諒承した。土屋相模守の注文品は、慶州の白土を使ったものである  
ことがわかる貴重な記事である。

宝永五年になった。弥平太はこの六月、釜山で死ぬが、館守宛、  
一月二十四日の家老・樋口佐左衛門の書状はつぎのように記してい  
る。

御茶碗焼松村弥平太儀、久々致逗留御燔方精ニ入相働候処ニ、  
近年ハ精力疲レ病氣付候付、先頃帰国之願仕候

ところが、いままで見たように、陶土は思うように入らず、注文も  
つづいて到来し、弥平太は帰るに帰れなかった。国元でもその事情  
はよく承知していた。樋口佐左衛門は「彼は難儀仕候由、尤ニ存候」  
と記している。しかし、すぐ帰国せよとの通達はなく

御燔残も大分有之事ニ候故、半途ニ而帰国候而ハ御用も差支申  
事ニ候間、乍太儀当四月迄相勤

るようとのことであった。弥平太も配下の陶工も帰国を指折り数え  
る日々であったと思う。

弥平太はその間に、また国元朝鮮方まで帰国願を出していた。

近年病身罷成御用難相勤……殊老母病身ニ付、現命之内帰国被  
仰付被下候

と訴えている。六月五日、国元から訓令があり、館守は弥平太をよ  
んで「御注文残之分早々焼立相仕廻」帰国するよう伝えた。

六月九日「毎日記」は簡単に

松村弥平太儀、亥刻相果候由、細工人申間遂披露

と記し、「朝鮮方日帳」<sup>①</sup>は六月十四日に

松村弥平太儀、去八日中気差出相果儀

と記録している。浅川氏は対馬での伝承と断わりながらも、弥平太自殺説をとっておられるが、これはうがちすぎだと思う。

弥平太は仕事をほとんど終えていたが、まだ未完成のものもあった。館守は配下の陶工らをよび、横目役立合いのもと作品をすべて封印するよう命じ、さらに

素焼之燔之儀、其儘ニ致置候而ハ損等多ク、御貴ニ候故、薬を

掛ケ何とぞ焼立候様ハ罷成間敷哉

とたずねた。陶工らは

薬加減之儀、旁十分ニハ出来申間敷候得共、何とぞ焼立候様ニ

可仕

と答えたが、この記事はいみじくも弥平太の釜山窯での地位を何よりも物語ってくれていると思う。釜山窯の最後の工程、つまり薬かけ・窯の火入れは弥平太でなければできなかったのである。これこそ陶工頭の仕事であり、弥平太なくしてこの時期の釜山窯は成り立たなかったのである。

国元から、交代で帰国することになっていた御徒士目付・林益右衛門に、御燔支配役を命じる訓令が届いた。益右衛門は陶工を督励し、七月末にはぼ残務整理を終えた。七月二十七日、朝鮮人陶工を引きあげさせ、東萊府へ正式に閉窯の報告をすませた。詳細は別稿

にゆずるが、益右衛門は作品全部（四四七三点）を、八月一日、十八日、二十二日の三回に船積みさせた。<sup>②</sup>九月七日「毎日記」は

御茶碗竈細工人御弓平左衛門并町雇之細工人不残、且又松村弥

平太家来、<sup>（福寿丸）</sup>右之便ニ帰国申付ル

とある。乗船の福寿丸は絶影島で風待ちしたあと、十一日出帆した。七年に及んだ今回の釜山窯は終わった。注成品も牡丹立花入（P26上）を宝永七年正月に発送したのを最後にすべて終わった。

註

① 国会図書館蔵『分類紀事大綱』十九。

② 「陶工被差渡候一件」。

③ 註②に同じ。

④ 『釜山窯と対州窯』P132。

⑤ 宗家文庫蔵『奥御茶湯方道具帳』。

⑥ 註②に同じ。

⑦ 註②に同じ。

⑧ 註④同書P162。

⑨ 註④同書P126。

⑩ 註②に同じ。

⑪ 註②に同じ。

⑫ 註④同書P134。

⑬ 「宝永五年七月 御燔御国渡帳 林益右衛門」（大韓民国国史編纂委員会蔵）による。

## 六、む す び

以上、元禄十四年—宝永五年（一七〇一—一七〇八）に至る釜山

窯と「御本焼物」をめぐる、「御詠物控」「毎日記」を軸に論考してきた。なにぶん、徴すべき史料、参考にすべき関係の研究も少なく不明な点を多く残してしまったが、与えられた紙数も越えた。以下簡単なが今後の課題などをのべ、本稿のむすびとしたい。

まずとりあげねばならないのは、(上)の最初にふれた釜山窯の作品とその作者についてである。かつて宗家の蔵にあった時、収蔵する箱の中には、作品にそえて作者名・焼成年月日を記入した紙片が入っていた、と浅川氏もそれを見つけた旨記述されている<sup>①</sup>。それだけでなく、現存する「印判帳」にも収蔵箱番号・作者名・在庫数を照合して明記してあり、かつて明確な分類と整理がしてあったことがわかる。しかし、それらがすべて散佚し、その後釜山窯の作品にかかわる研究は、十分文献的に考察されないまま今日までできてしまった。これまでの研究で見落とされていた点である。現存する作品については、残念ながら編年も作者に関する研究も行なわれていない。また不可能でもあった。いくつかの作品が例えば「伝茂三」「伝弥平太」といわれているに過ぎない。

前述したように、釜山窯の作品には、大別して注作品と既製品とがある。それを分類せずに一括してとり扱ってはいは、作者の決定はおろか、編年も不可能である。そのためには注作品を抽出することがまず第一である。

注作品といっても作品と文献史料が一致するのは「控」にあるものだけであり、研究はこれから始めねばならない。つまり松村弥平

太の、この時期の作品のみ文献史料をもとに明確にできるのである。わずか一冊とはいえ、作品の作者を決定しうる資料が出てきたことは、実に幸いなことであった。ただ「控」の注作品が今日現存するかどうかである。識者の御教示を賜わりたく思う。

つぎに商品としての釜山窯作品の問題がある。私は一応否定的見解を示したが、商品として蔵出ししていたのなら、これは対馬藩の財政にかかわる問題であり、いっそうの検討を要する。また、対馬藩の釜山窯における経済的負担も考えてみなければならぬ問題である。ただ釜山窯初期(寛永―延宝年間)の関係史料はほとんどなく、例えば生産総数また蔵出しの総数を復元することは不可能に近い。今後、後半期のそれに焦点をあて調査をつづけてみたいと思う。断片的だが、かつて藤田亮策氏が「朝鮮釜山対州窯の一資料」と題して奎章閣本「沙器燔造類抄」を紹介されたことがある<sup>②</sup>。東萊府をはじめ、朝鮮側関係機関の資料を調査することも研究の大きな鍵であろう。

いまみてきたように、釜山窯の作品は江戸時代の日朝両国の文化交流を伝える貴重な遺産である。その多くをのこし釜山に骨を埋めた松村弥平太、またともに作陶に当たった両国陶工たちに、本稿がささやかながら一灯を掲げることになれば、筆者の望外の幸いである。

註

① 『釜山窯と対州窯』P178。

② 『焼きもの趣味』七の三、昭和十六年三月。